



平成29年6月26日

各位

会社名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 利和
(コード番号：6448 東証・名証第一部)
問合せ先 CSR&コミュニケーション部長 出原 遠宏
(TEL 052-824-2072)

新株予約権証券の発行登録書の提出について

当社は、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下、「本対応方針」）に基づき、新株予約権の発行登録書を平成29年6月26日に関東財務局に提出しました。本発行登録書の概要は下記の通りです。

なお、本件は現在継続中の本対応方針に基づく発行登録書（平成27年6月24日提出）の効力発生期間（平成27年7月2日から平成29年7月1日）終了に対応するものです。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 募集有価証券の種類 | 新株予約権証券 |
| 2. 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から1年間を経過するまで
(平成29年7月4日から平成30年7月3日) |
| 3. 募集方法 | 株主割当 |
| 4. 発行予定額 | 0円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額である。)
3億円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額（無償）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。) |

当社は、平成21年6月23日開催の第117回定時株主総会において当社株主の承認を得たうえで、当該株主総会終了後、最初に開催された取締役会決議をもって本対応方針を導入しました。その後、平成24年6月26日開催の第120回定時株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで、所要の修正を行い本対応方針を更新し、さらに平成27年6月23日開催の第123回定時株主総会において、株主の皆様の承認を得たうえで所要の変更を行い、継続しております。

本対応方針は、当社株式の大規模買付が行われようとする場合の手続を定め、株主の皆様が適切な判断をするための十分な情報と時間を確保するとともに、買付者がこの手続を遵守しない場合や、当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかな当社株式の買付であった場合には、買付者による権利行使ができない新株予約権を、その時点での全ての株主の皆様に発行し、買付者の有する議決権を低下させることにより、手続遵守と不適切な当社株式の買付阻止を企図することで、上記の手続の遵守を確実とする事前警告型のプランです。本発行登録によって、機動的な株主割当による新株予約権発行を可能とするものです。

なお、本対応方針の詳細につきましては当社ホームページ

(<http://www.brother.co.jp/investor/policy/index.htm>)に掲載しておりますので、ご参照ください。

以上